

情 報

| | |
|-------------------------|-----|
| 一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等 | … 2 |
| 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等 | … 5 |
| 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等 | … 6 |

平成25年10月8日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

| | |
|----------------------------|--|
| (1) 行政処分等の年月日 | 平成25年10月8日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 両総観光株式会社 代表者川島正博 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 千葉県山武市松尾町八田166 (本社営業所) 千葉県山武市松尾町八田166 |
| (4) 行政処分等の内容 | 文 書 警 告 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項 |
| (6) 違反行為の概要 | 平成25年6月24日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数 0 点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について 2. (4) 但し書き参照)

平成25年10月8日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

| | |
|----------------------------|--|
| (1) 行政処分等の年月日 | 平成25年10月8日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 有限会社松尾タクシー 代表者石田浩造 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 千葉県山武市松尾町本柏2793-6 (本社営業所) 千葉県山武市松尾町本柏2793-6 |
| (4) 行政処分等の内容 | 文 書 警 告 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項 |
| (6) 違反行為の概要 | 平成25年6月25日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数 0 点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成25年10月8日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

| | |
|----------------------------|--|
| (1) 行政処分等の年月日 | 平成25年10月8日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 房総自動車有限会社 代表者金杉雄幸 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 千葉県山武市富田 ト970-2 (成東営業所) 千葉県山武市富田 ト970-2 |
| (4) 行政処分等の内容 | 文 書 警 告 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項 |
| (6) 違反行為の概要 | 平成25年6月26日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数 0 点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について 2. (4) 但し書き参照)

平成25年10月8日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日 | 平成25年10月8日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 株式会社千葉交タクシー 代表者田中重美 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 千葉県成田市花崎町750-1 (銚子営業所) 千葉県銚子市松本町1-8-5 |
| (4) 行政処分等の内容 | 文 書 警 告 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項 |
| (6) 違反行為の概要 | 平成25年7月5日、監査を実施。1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数 0 点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について2. (4) 但し書き参照)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈平成25年9月分〉

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 (関東運輸局管内) | 営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数) |
|-----------|-------------------------|------------------|--------|-------------------|-----------------|---------------|--|--------------------|------------------------------|
| 20130903 | イグチ交通株式会社 代表者仲條 靖子 | 埼玉県東松山市箭弓町1-1-18 | 本社営業所 | 埼玉県東松山市箭弓町1-1-18 | 文書警告 | 道路運送法第27条第1項 | 平成25年4月12日及び平成25年4月16日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) | 0 | 0 |
| 20130903 | 小野寺仁 | 東京都大田区 | 個人 | 東京都大田区 | 輸送施設の使用停止(20日車) | 道路運送法第9条の3第1項 | 平成25年4月11日、調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運賃料金認可違反(道路運送法第9条の3第1項) | 2 | 2 |
| 20130927 | 東都自動車交通株式会社 代表者宮本 繁樹 | 東京都豊島区西池袋5-13-13 | 東浦和営業所 | 埼玉県川口市大字柳崎2-21-30 | 文書警告 | 道路運送法第27条第1項 | 平成25年6月21日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) | 0 | 0 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)